



**この助成金制度には、赤い羽根共同募金
配分金が活用されています。**

令和元年度 神戸市東灘区社会福祉協議会

ひがしなだ 地域福祉活動応援助成
～募集要項～



1. 助成の対象となる事業について

地域住民自身が主体となり、地域福祉の向上のために行う次のような事業です。

- ①地域福祉の向上を目的として定期的かつ継続的に行う生活支援事業
- ②地域住民同士が相互に関係性を深め合える住民交流事業 など
例えば・・・地域住民が気軽に集えるサロン・ふれあい喫茶、囲碁・将棋や手芸、体操などをきっかけとした住民交流活動、ゴミ出しや外出付き添いなどの生活支援活動、住民同士の顔合わせを目的としたイベント など

◆ただし、次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 主な実施場所が東灘区内であること
- (2) 地域の住民を広く受け入れること(会員の内部活動は除く)
- (3) 営利を目的とした事業でないこと
- (4) 政治的活動又は宗教的活動でないこと
- (5) 申請年を含め3年以内に本助成を受けた事業でないこと

※当該事業に、国、兵庫県、神戸市、神戸市社会福祉協議会、本会などから補助金や委託金、助成等を受けている場合は、対象となりません。

また、他の助成団体等からの助成や補助を受けることができる場合は、そちらを優先してください。

2. 助成の対象団体について

東灘区内において社会福祉を目的として活動する団体であって、次の各号をすべて満たす団体です。

ただし、審査においては、法人格を持たない任意団体を優先とさせていただきます。

- (1) 東灘区在住・在勤の団体構成員がおおむね3名以上在籍していること
- (2) 営利を目的としない団体であること

※なお、下記に該当する団体は対象となりません。

対象外の団体

- (1) 団体の規約や活動の実績・内容及び財務状況を整備、公表できない団体
- (2) 暴力団または暴力団と密接な関係のある団体

3. 助成の対象となる事業の実施期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日 ※すでに実施している事業も申請できます。

4. 助成の対象となる経費

申請事業に使用する会場費、消耗器具費、通信費、講師謝金、旅費交通費、広報印刷費、保険料、備品購入費(カメラやビデオ、またパソコン、タブレットなどは用途に応じて要相談)等のうち、審査会で必要と認められた経費

※ただし、以下の経費は対象外とします。

団体職員の人件費、事業所の維持管理費や借上費、事業に直接必要とされない経費、団体の構成員の親睦のための会合や会議の開催経費および飲食にかかる経費

5. 助成の金額について

上限額 100,000円

6. 申請方法について

申請前に担当者が事業内容等についてのヒアリングをさせていただきますので、まずは電話等でお問い合わせください。その後、所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類を添付のうえ、期日までに東灘区社会福祉協議会の窓口にご提出いただきます。

※本要項および申請書は、東灘区社会福祉協議会の窓口のほか、ホームページからも入手できます。
ホームページアドレス <http://www.higashinada-syakyo.or.jp/> 「助成金案内」のページにアクセス

申請期日 (一次) 令和元年 7月 31日(水)

(二次) 令和元年10月 31日(木)

7. 審査の方法と助成先の決定について

助成先および助成額は、申請書類による要件審査と、東灘区社会福祉協議会のが設置する審査会の審査を経て、決定いたします。審査の結果は、全ての申請団体に速やかに報告いたします。

※助成先の決定は、(一次)9月上旬 (二次)11月上旬 になる見込みです。

8. 助成金の返還について

次の場合は、助成金の一部または全部を返還していただきます。

- (1) 事業が未実施または事業計画どおりに実施できなかったとき
- (2) 助成金を申請以外の事業に使用したとき
- (3) 費消されていない助成金があるとき
- (4) その他、本会が不相当と認めたとき

9. その他

審査を経て、採択された場合は、事業完了後「実施報告書」等の提出が必要となります。

10. お問い合わせ

社会福祉法人 神戸市東灘区社会福祉協議会

〒658-8570 神戸市東灘区住吉東町 5-2-1 東灘区役所 5階(55番窓口)

TEL(078)841-4131 FAX(078)841-7999